

4か月児・10か月児健康診査の受診の仕方

お子さんが4か月、10か月になりましたら、ご自分で指定医療機関に予約し、受診してください。

☆指定医療機関に、下記のことを提出してください。（費用の一部が公費で負担されます）

- ① 母子健康手帳
- ② 母子健康手帳（別冊）の中の「4、10か月児健康診査受診票」
- ③ 「4か月児（黄色）、10か月児（水色）健康診査票」
- ④ 「4か月児（黄色）、10か月児（水色）健康診査アンケート」



別紙の書類

※②、③、④の用紙は、事前に記入してから医療機関に提出してください。
（③の書き方は、裏面記入例参照）

<市内の指定医療機関>（必ず予約してから受診してください。）

医療機関名	実施曜日	実施時間	住所	電話	診療科名
伊東市民病院※1	火	15:00	岡 196-1	37-2626	小児科
たちばなメディカルクリニック※2	月・金	13:00~14:00	川奈 1255-335	45-4811	小児科・内科・外科・整形外科 他
むらかみ小児科クリニック	金	13:30~14:30	瓶山 1-9-7	52-4710	小児科・アレルギー科
上山レディースクリニック	火・水・木・土 第2・4月・金	9:00~11:00	吉田 573-3	45-8103	小児科・産科・婦人科
	水 第2・4月・金	14:00~16:00			

（順不同）

※1 伊東市民病院の予約電話受付時間は、月～金曜日9時～16時です。

※2 たちばなメディカルクリニックの予約電話受付時間は、月・火・水・金曜日14時～17時です。

4・10か月児健診を
市外の医療機関で受ける方へ



契約している医療機関であれば受診できます。
受診される場合は、必要な書類がありますので、
事前に伊東市子育て支援課にご連絡ください。

★ 他の市町村へ転出した場合は、当市の受診票は使用できません。転出先で新たに受診票の交付を受けてください。

☆ お問い合わせ ☆
伊東市 子育て支援課 電話 0557-32-1582